

24消安第5514号 平成25年2月18日

食品安全委員会 委員長 熊谷 進 殿



### 食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第5号の規定に基づき、下 記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見 を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第 1項に基づき、牛のSRM(食品に供することができない特定危険部位)から除外される脊 柱の飼料利用について、飼料の成分規格に係る規定を改正すること。



### (別紙)

### 1 経緯

- (1) 豚や鶏等(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第1項に定める「家畜等」から牛、めん羊、山羊及びしかを除いたもの)を対象とする飼料については、動物性油脂(不溶性不純物の含有量が0.15%以下)のうち牛の脊柱等のSRMが混合しない「確認済動物性油脂」(\*)は使用可能としているところ。
  - \*「確認済動物性油脂」: 牛の脊柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。)及び と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を受けていない牛の部位が混合しないものと して農林水産大臣の確認を受けた製造工程で作られたもの。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条 第1項の規定に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農 林省令第35号。以下「省令」という。)。

- (2) 昨年10月、貴委員会のBSE対策の見直しに係る食品健康影響評価において、頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、SRMの範囲が「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとされたことを受け、牛のSRMの範囲が変更され、
  - ① 脊柱については「せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。)」から、「脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)」に変更され、また、脊柱の除去が義務付けられる牛の範囲が30月齢超までに限定されたほか、
  - ② 全月齢の牛の頭部(舌及び頬肉を除く。以下同じ。)及び脊髄について、30月齢以下の牛の扁桃を除く頭部及び脊髄の焼却義務が廃止されることとなった。

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)及び厚生労働省関係 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令第89号)

- (3) これを受けて、農業資材審議会においてBSE対策の観点から飼料の安全性について 審議した結果、「確認済動物性油脂」の原料として
  - ① SRMから除外される頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜並びに30月齢以下の牛の脊柱を利用可能とするため、省令の一部を改正するとともに、
  - ② SRMから除外され、焼却義務が廃止される30月齢以下の牛の扁桃を除く頭部及び脊髄を利用可能とすること(現行省令の規定上、文言の改正の必要はない。)。 は適当とされた。

### 2 改正の概要

省令別表第1の5(1)ウの確認済動物性油脂の原料として利用できない牛の脊柱の範囲について、以下の措置を講じる改正を行う。

- (1) 30月齢以下の牛の脊柱を除くこと
- (2) 背根神経節を含め、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜を除くこと

## 豚-鶏飼料用の動物性油脂原料への

参考資料

## SRMの混入を防ぐための大臣確認措置

### 確認事項

### 食肉処理場等

### 化製場との契約

- ・出荷する副産物に 育柱等を含まない
- このため、牛の脊柱 等を分別管理、分別

管理票 原料 供給

> 水産省、FAMICから の調査を受け入れる 等 上記について、農林

### 鳅 九

約70九所 大臣確認済み化製場

豚鶏等※用飼料工場

約100工場)

配合飼料工場

大臣確認済みに限る

牛由来の油脂は、

豚鶏等用と牛用の

管理票 进 新 器

製造ラインを分離

牛由来の油脂を用い た飼料は、牛に使用

- 牛由来の精製油脂は、以下の製造基準 に適合することが必要
  - 原料に脊柱等を含まないための 収集先との契約
- 原料受入時の原料供給管理票の (2)
  - 確認、現物検査
- 非飼料用と飼料用の製造ラインを分 (m)
- 製造·販売記録を8年間保存 4

製造・販売の記録を8

年間保存

しないことを表示

BSE規制の遵守状況を監視

事前に大臣確認の要件を満たすことを確認

確認後は遵守状況を監視

豚鶏等(牛、めん

羊、山羊及びしかを除き、うずら、みつばち 及び養殖水産動物を 含む。)

農林水産省、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)

### 分別管理の対象となる脊柱等の範囲

在:全月齢の牛の脊柱

及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛

今後:30月齢以下の牛に由来することが確認できない 牛の脊柱

及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛

### 豚鶏用飼料に用いる精製油脂の成分 規格の見直しについて (農業資材審議会飼料分科会審議資料)

平成25年2月7日

農林水產省消費·安全局 畜水產安全管理課

牛由来の飼料原料の規制(現在)

飼料原》	飼 料		
即	4	豚、鶏等※※	
肉骨粉	×	×	
精製油脂	SRM <sup>※</sup> 以外	×	0
肉骨粉製造時に発生する油脂を精製 不溶性不純物が0.15%以下	SRM*	×	×

×:利用不可、〇:利用可 (ごで):「確認済動物性油脂」と言う。

<sup>※</sup> 食用に供することができない特定危険部位 ※※豚、鶏等(牛、めん羊、山羊及びしかを除き、うずら、みつばち及び養殖水産動物を含む。)

### 牛のSRMの範囲の見直し

食用に供することができない特定危険部位(SRM)の範囲が改正。SRMから除外された部位が食用に出回る可能性。

現在	今後除外される部位
(1)牛の頭部(舌及び頬肉を除く)※1	30か月齢以下の牛の頭部(舌及び頬 肉を除く)※3
(2)脊髓*1	30か月齢以下の牛の脊髄
(3)脊柱 <sup>*2</sup> 「胸椎横突起、腰椎横突起、 仙骨翼、尾椎を除く	①30か月齢以下の牛の脊柱 ②脊柱の範囲から、頸椎横突起、頸椎 棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、 正中仙骨稜を除外 <sup>※4</sup>
(4)回腸※1	

- ※1:と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則
- ※2:食品、添加物等の規格基準
- ※3:ただし、扁桃は除外されず今後もSRM ※4:背根神経節が含まれることが明示された

### 我が国におけるBSE発生状況



2009年(H21年) 1月以降、 国内ではBSEが確認されていない。 2002年(H14年) 1月以降、 国内で生まれた牛でBSE発生報告はない。

4

### 牛由来の飼料原料の規制(今後)

公司 小河 <u>(</u> ) 「云 )	飼 料		
飼料原治	#	豚、鶏等※	
肉骨粉	×	×	
	SRM以外 <sup>(現行)</sup>	×	0
精製油脂 肉骨粉製造時に発生する油脂を精製 不溶性不純物が0.15%以下	SRMから除外され る部位(今後)	×	諮問
	SRM(今後)	×	×

×:利用不可、O:利用可

※ 豚、鶏等(牛、めん羊、山羊及びしかを除き、うずら、みつばち及び養殖水産動物を含む。)

### 諮問について

SRMから除外される部位を含む原料から生産された精製油脂を豚、鶏等用飼料の原料に使用することについて

### 牛由来精製油脂の規制(今後)

业主 集儿 2 古	中の日本	飼料		
精製油脂の原料		+	豚、鶏等※	
30か月齢	頭部※※、脊髄	×		
以下	<b></b>		使用の可否	
頸椎横突起等 から除外される	新たに脊柱の範囲 る部位	×		

※豚、鶏等(牛、めん羊、山羊及びしかを除き、うずら、みつばち及び養殖水産動物を含む。) ※※舌、頬肉及び扁桃を除く(舌及び頬肉は現在もSRMではない。扁桃は今後もSRM。)

6

### 精製油脂について

- 1. 精製油脂(畜産残渣から製造した粗製油脂から澱を除いて不溶性不純物を0.15%以下としたもの。)については、たん白質が除去されているためBSEの伝達源となる可能性は低く、現在、牛由来であっても豚、鶏等※用の飼料に限って使用。
  - ・OIEは、BSEの飼料規制の対象とせず。
  - ・EU、米国、加では、牛用の飼料にも使用。
- 2. 飼料製造工場は、牛用と豚、鶏等用の飼料の製造ラインが分離されており、製造設備面からも牛用への混入防止措置が講じられている。
- 3.これまで、都道府県の検査では、豚、鶏等用飼料が農家で牛に誤用された例はない。
- 4. 仮にBSE感染牛由来の精製油脂が誤って牛に給与された場合であっても、BSE発生リスクは無視できる。
- 5.そもそも脊柱の範囲から除外される頸椎横突起等は、BSEプリオンたん白質が蓄積せず、精製油脂の原料に加えてもBSE発生リスクはない。
- ※ 豚、鶏等(牛、めん羊、山羊及びしかを除き、うずら、みつばち及び養殖水産動物を含む。)

### (参考) OIEの規定

### **<OIEコード(抜粋)>**

第11.5章 牛海綿状脳症

第11.5.1条 一般規定及び安全物品

本章の勧告は、もっぱら牛海綿状脳症(BSE)の病原体が牛に存在していることに関連した人及び動物の衛生リスクの管理を意図するものである。

- 1. 次に掲げる物品及びこれらの物品から生産された製品であって牛の他の組織を含まないものの輸入及び経由を承認する場合は、獣医当局は、<u>輸出する国、地域又はコンパートメントの牛群のBSEリスクステータスにかかわらず、BSEに関連するいかなる条件も要求しないもの</u>とする。
  - a)~d)(略)
  - e) <u>不溶性不純物が最大でも重量の0.15%の動物性油脂及びこの動物性油脂</u>から作られる派生物
  - f)~h)(略)
- 2.3 (略)

動物性油脂は、不溶性不純物0.15%以下であれば原料のいかんを問わない

### (参考)諸外国での油脂の規制の状況

米国、カナダ、EUで若齢牛の頭部等を原料とした不溶性不純物0.15%以下の油脂は、牛用、豚用、鶏用の飼料として使用可。

				日本		*	· <b>=</b>	カ <del>.</del>	トダ	E	U
厉	類料の種类	給与対象	生 代用乳	用 その他	その他	反すう動物	その他	反すう動物	その他	反すう動物	その他
非食		う動物由来を含まない	×	(0.15%以下)	(0.15%以下)	(規制なし)	(規制なし)	(規制なし)	(規制なし)	(規制なし)	O (規制なし)
非食用部位を原料に含む	原料を含む	SRMを原料 に含まない	×	×	O (0.15%以下)	O (0.15%以下)	(規制なし)	O (0.15%以下)	O (0.15%以下)	O (0.15%以下)	(0.15%以下)
に含む	原料を含む	SRMを原料 に含む	×	×.	×	〇(0.15%以下)	(0.15%以下)	0.15%以下)	〇(0.15%以下)	×	×

- 注1 〇印は使用可能、( )内は不溶性不純物に関する規制の内容
- 注2 頭部・脊髄のSRMの範囲:日本・米国・カナダは30か月齢超、EUは12か月齢超。
- 注3 米国では、30か月齢以上の牛の脳と脊髄以外の部位(脊柱等)は、非SRMの原料と同じ扱い。BSE陽性牛を原料に含む油脂は使用禁止。

### 生産現場における飼料規制の状況(牛と豚鶏用の飼料製造工場の工程分離) ペレット加工 牛 配合タンク 粉砕 用原 圧扁 主原料サ 料 出荷 計量・ミキシング 牛用飼料製造工程 イロ 豚 配合タンク 鶏 用原料タンク 出荷 計量・ミキシング 粉砕 圧扁 油 脂 豚 · 雞用飼料製造工程 10

### 生産現場における飼料規制の状況 (飼料製造段階、農家段階における飼料規制の遵守状況)

### 1 FAMICによる牛用飼料の検査状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
検査点数	289	275	233
うち違反点数	0	0	0

### 2 都道府県による農家段階の検査状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
検査箇所数	2, 112	1, 563	2, 515
うち違反箇所数	0 -	0	0

### 検査結果

○これまで、製造段階において、牛用飼料に肉骨粉が混入するなどの違反事例なし。 ○農家段階においても、牛に豚、鶏等用飼料や肉骨粉が誤用されるなどの違反事例なし。

### 仮にBSE感染牛由来の精製油脂が 誤って牛に給与された場合のBSE発生リスク

### <プリオン病小委員会の技術的助言>

- 食品安全委員会は、日本では30か月齢以下の牛で異常プリオンたん白質が検 出可能な量に達する可能性は非常に小さいと評価
- BSEに感染している30か月齢以下の若齢牛(以下「感染若齢牛」)の異常プリオンたん白質量がELISA法の検出限界に達すると仮定した場合の当該牛由来の精製油脂の感染価は7×10<sup>-4</sup>CoID<sub>50</sub>と推定。 感染若齢牛1400頭から製造された精製油脂が牛1頭に給与された場合に50%の確率で感染する可能性を示すものであり、<u>感染若齢牛1頭から製造される精</u>製油脂全てを牛1頭に給与したとしても、BSEが発生するリスクは極めて低い。
- 誤用リスクは極めて低いが、感染若齢牛から製造された精製油脂を含む精製油脂を使用した豚・鶏用の飼料が誤って牛に最大限給与されるケースを極端なワーストケースで想定した場合、給与総飼料中の感染価は最大でも1.2×10-7CoID50程度と極めて低く、BSEが発生するリスクは無視できる。

### 厚生労働省における脊柱の範囲の変更の根拠

厚生労働省は、食品安全委員会の評価を受け、脊柱の範囲を変更。

### <食品安全委員会の評価>

脊柱の範囲から新たに除外される以下の部位はBSEプリオンが蓄積する部位ではない。

[頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜]

13

### 牛由来の精製油脂の規制(今後)

SRMから除外される牛の頭部等は、豚、鶏等※用の飼料に用いることの出来る精製油脂(確認済動物性油脂)の原料とすることが出来る。

### 牛由来精製油脂の規制(今後)

小丰牛	は中の氏型	飼 料		
有妥	製油脂の原料	4	豚、鶏等※	
30か月齢以	頭部※※、脊髄	×	$\times \rightarrow O$	
下	脊柱	×	×→O <sup>注</sup>	
頸椎横突起 ら除外される	等新たに脊柱の範囲か 部位	×	×→O <sup>注</sup>	

注: 緑は省令改正

### 参考資料 3

平成25年2月5日 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会プリオン病小委員会

### 30か月齢以下の牛の脳・せき髄等を原料とする油脂 に係る技術的助言

### 1 背景

- (1) 従来、精製油脂(畜産残渣から製造した粗製油脂から澱を除いて不溶性不純物を 0.15 %以下としたもの。) については、蛋白質が除去されているため BSE の伝達源となる可能性は極めて低いことから、豚・鶏用の飼料に使用しているところである(いわゆる SRM は焼却されるため、実態上、原材料からは除外されている)。
- (2) 今般、BSE 対策の見直しにより、30 か月齢以下の牛の脳・せき髄・せき柱 (以下「若齢牛脳等」)の市場流通が解禁される。
- (3) このため、今後、若齢牛脳等が精製油脂の原材料として使用された場合に BSE 発生リスクが増加しないかを検討した。

### 2 検討内容

若齢牛脳等を原材料として製造される精製油脂は、豚・鶏用の飼料に使用されるものであるが、仮に、当該油脂が牛に給与された場合の BSE 発生リスクを検討した。

### 3 検討結果

(1) BSE に感染している若齢牛由来の精製油脂の感染価の推定

食品安全委員会の評価(牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価(2012年10月))では、我が国の牛群のBSE感染状況の下では、30か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられるとされている。

BSE の感染源および感染経路に関する疫学研究報告書(2007年12月)を参考とし BSE に感染している 30 か月齢以下の若齢牛(以下「感染若齢牛」)1頭から製造される精製油脂の感染価を求めた。

具体的には、感染若齢牛の異常プリオンたん白量については、一次検査で採用している ELISA 法の検出限界相当の量に達すると仮定した。ELISA キットは「プラテリア BSE」(バイオラッド社製)を用いた場合、当該キットの検出限界は、欧州委員会科学運営委員会の評価から 1g 当たり 2 M.i.cID $_{50}$  (M.i.cID $_{50}$  は、マウス脳内摂取 50 %感染価)とされている。これは Wells らの研究から 0.003 CoID $_{50}$ /g (CoID $_{50}$ /g は、1g 当たりの牛の経口感染価:Cattle oral infectious dose50% (BSE 感染牛脳幹を経口投与された牛の集団の 50 %に感染をもたらす量))に相当する。油脂原料として使用される可能性のある脳(500 g)・せき髄(200 g)・神経節(50 g)は 750 g を占めることから、感染若齢牛の当該部位の感染価の合計は 2.25 CoID $_{50}$  (0.003 CoID $_{50}$ ×750 g)と算定された。

牛1頭から製造される精製油脂には、たん白質が最大 0.01 kg 含まれる (精製油脂製造量 13.5 kg×不溶性不純物含有割合の最大値 0.15 %×不溶性不純物中のたん白質の割合 0.5\*)

一方、牛 1 頭からたん白質が 32.6 kg 製造される (肉骨粉生産量 65 kg/牛 1 頭×たん白質の割合 0.5=32.5 kg、精製前の油脂 13.5 kg×推定不溶性不純物含有割合 1.5%×たん白質の割合 0.5=0.1 kg)。

プリオンの感染価が、たん白量に比例すると考えれば、感染若齢牛由来の精製油脂の感染価は  $7\times10^{-4}$  CoID<sub>50</sub>となる(2.3CoID<sub>50</sub>×0.01kg÷精製油 32.6kg)。

(※ 不溶性不純物中にたん白質が約5割含まれると報告されている)

(2) 感染若齢牛から製造された精製油脂が牛へ給与された場合の感染価 仮に、感染若齢牛から製造された精製油脂を含む精製油脂を使用した牛以外 用の飼料が誤って牛に最大給与された場合の感染価を求めた。

レンダリング施設で製造された精製油脂は、飼料工場へタンクローリーで輸送されることから、飼料工場へ輸送された感染若齢牛由来の精製油脂は  $7\times10^{-4}$  CoID $_{50}\div10,000$  kg(タンクローリー積載量)= $7\times10^{-8}$  CoID $_{50}$ /kg に希釈される。

牛への油脂の給与量を推定すると、精製油脂が多く使われる鶏用飼料を牛農家に誤配し、牛農家が知らずに子牛に使用した場合の、当該子牛が摂取した精製油脂の量は、1.75 kg となる(5 kg 配合飼料/日×7日(1 回で配達された飼料の最大供給期間)×0.05(飼料中の油脂の最大配合割合 5 %(鶏用配合飼料))

従って、誤って感染若齢牛の油脂を含む鶏用飼料を牛へ給与した油脂の感染価は、 $1.2\times10^{-7}$  CoID<sub>50</sub> となる( $7\times10^{-8}$  CoID<sub>50</sub>/kg×1.75 kg)

### (3) 評価結果

感染若齢牛の異常プリオンたん白量が ELISA 法の検出限界に達すると仮定した場合の当該牛由来の精製油脂の感染価は 7×10<sup>-4</sup> CoID<sub>50</sub> と推定される。

これは、感染若齢牛約 1400 頭分から製造された精製油脂が牛 1 頭に給与された場合に 50 %の確率で感染する可能性を示すものであり、仮に感染若齢牛 1 頭から製造された精製油脂全てを牛 1 頭に給与したとしても、BSE が発生するリスクは極めて低いと考えられる。

さらに、感染若齢牛から製造された精製油脂を含む精製油脂を使用した牛以外用の飼料が誤って牛に最大給与されたと仮定した場合、給与総飼料中の感染価は最大でも  $1.2\times10^{-7}$  CoID<sub>50</sub> 程度と極めて低く、BSE が発生するリスクは無視できると考えられる。

24消安第5598号 平成25年2月19日

食品安全委員会 委員長 熊谷 進 殿



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第3号及び第3項に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

上なお、平成16年7月2日付け16消安第2314号をもって貴委員会に意見を求めた「133℃以上、3気圧以上及び20分以上の条件で処理をした蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること。」の事項に係る食品健康影響評価要請については、本諮問内容に含まれることから、当該評価要請を取り下げます。

記

- ①牛の部位(別紙の2(3)の牛の特定部位等を除く。②において同じ。)を原料とする肉骨粉を肥料として利用すること。
- ②牛の部位を原料とする肉かすその他の別紙の2(2)②に掲げるものを肥料として利用すること。



### 1 これまでの経緯

- (1) 牛由来肉骨粉を含むほ乳動物由来たん白質(以下「牛由来肉骨粉等」という。) は、りん酸に富む果樹、果菜等向けの緩効性の有機質肥料として利用されてきた。
- (2) 牛由来肉骨粉等の肥料利用については、肥料用の牛由来肉骨粉等が牛用飼料へ流用・誤用されるおそれがあったことから、平成13年10月以降、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年10月1日付け13生畜第7679号生産局長・水産庁長官通知)により、肥料用牛由来肉骨粉等の製造及び工場からの出荷を一時停止してきた。

### 2 規制見直しの概要

- (1) 牛由来肉骨粉等のうち牛の部位を原料とする肥料については、原料の収集から製品の供給に至る各段階において、牛の脊柱等の分別管理を始めとする BSE 対策が徹底されていることに加え、飼料規制の徹底等によって、BSE の発生リスク自体も低減してきた。
- (2) このため、一定の管理措置を講じた上で、
  - ①牛の部位を原料とする肉骨粉
  - ②牛の部位を原料とする蒸製骨、蒸製でい角、肉かす、牛毛くず、骨炭粉末、骨灰、にかわかす、たい肥、副産窒素肥料、液体りん酸肥料、熔成汚泥灰けい酸りん肥、副産りん酸肥料、肉かす粉末、蒸製でい角粉、蒸製でい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、家庭園芸用複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料及び水産副産物発酵肥料
  - の製造及び工場からの出荷の一時停止を解除する。
- (3) この際、使用する牛の部位については、本年2月1日に厚生労働省が新たに定めた牛の特定部位等(牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)並びに月齢が30月を超える牛の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄及び脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、侧骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位及び同検査の結果、疾病が認められた牛の部位並びに死亡牛の部位をいう。以下同じ。)を除いた部位とする。

- 3 導入を予定している管理措置
- (1) 牛の部位を原料とする肥料を製造する生産業者に対しては、農林水産省及び 独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)が牛の 特定部位等の混入防止措置等の製造基準が満たされているかを事前に確認。
- (2)製造された牛の部位を原料とする肥料の飼料への流用・誤用を防止するため、 ①摂食防止材や化学肥料等との混合(炭化、灰化及び熔融したものを除く。)、 ②原料表示に加え、家畜への使用及び牧草地への施用を禁止する旨の容器への 表示、③牛の部位を原料とする肥料の原料の収集から肥料原料用として生産業 者への出荷に至るまで、供給管理票を添付させて流通することを義務化。
- (3) さらに、生産業者の管理措置の遵守状況を確認するため、農林水産省、都道 府県及びセンターが無通告で立入検査を実施。
- (4)(1)から(3)の管理措置により、牛の特定部位等の肥料への混入及び牛の部位を原料とする肥料の飼料への流用・誤用防止を確実に実施。

### 4 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、肥料取締法施行規則、 告示(「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」、「肥料取締法 施行規則第19条の2第1項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事 項を定める件」及び「特殊肥料等の指定」)及び通知(「ペットフード用及び肥料 用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」)等の改正手続等を開始する。

### 牛肉骨粉等の製造及び肥料利用の状況

### I 肉骨粉

### 1 製造

### (1) 牛肉骨粉の製造に使用する部位

牛の肉片、内臓及び骨(牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。以下「回腸遠位部」という。)並びに月齢が30月を超える牛の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、侧骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位、同検査の結果、疾病が認められた牛並びに死亡牛の部位を除く。)

扁桃や回腸遠位部は、と畜場で除去して焼却処分。月齢が30月を超える牛の脊柱は、食肉加工場等で除去し、他の骨と混ざらないように分別管理して、廃棄物として焼却処分。

肥料用牛肉骨粉に SRM が混入しないよう、原料の供給段階から徹底した交差汚染対策が実施されている。

### (2) 牛肉骨粉の製造方法

上記の部位(牛の肉片、内臓及び骨等)を粉砕後、一般的には、120℃以上、30分以上で加熱することによって水分を蒸発させるとともに、油分を遊離させた後、残った固形分を粉砕して製造する。

なお、国内での BSE 発生に伴い、牛用飼料への牛肉骨粉等の混入を防止するため、牛と豚・鶏用飼料の製造工程又は施設を分離した。

### 2 BSE 発生前の肥料利用の状況

BSE の発生に伴いその利用が禁止される前は、肉骨粉は、果樹、果菜等向けのりん酸に富む緩効性の有機質肥料として、果菜の植え付け前に施用する元肥や果実の収穫後に施用するお礼肥の形で利用されていた。(通常は何種類かの肥料を組み合わせた複合肥料として利用されていた。)

なお、BSE 発生以前はレンダリング施設における製造工程は分離されておらず、 牛由来と鶏・豚由来の原料を区別することなく混合した形で、肉骨粉を製造して いた。

### ○ 有機質肥料としての肉骨粉の需要量

平成11年 肉骨粉 約2万トン(国内:1.3万トン弱、輸入:9千トン弱) 21年 豚肉骨粉、鶏肉骨粉 約3.4万トン(国内のみ) 肉骨粉(窒素8%、りん酸6%程度を含有)の単価 平成13年 60円/kg強 24年 100円/kg前後

### Ⅱ 肉骨粉以外

- 1 製造
- (1) 製造に使用する部位

牛の骨、肉、血液、皮及び蹄角など(牛の扁桃及び回腸遠位部並びに月齢が30月を超える牛の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、脊髓及び脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起,胸椎横突起,腰椎横突起,頸椎棘突起,胸椎棘突起,腰椎棘突起,仙骨翼,正中仙骨稜及び尾椎を除く。)並びにと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の検査を経ていない牛の部位、同検査の結果、疾病が認められた牛並びに死亡牛の部位を除く。)

肉骨粉と同様、肥料に SRM が混入しないよう、原料の供給段階から徹底した交差汚染対策が実施されている。

### (2) 製造方法

上記の部位(牛の肉片、骨等)を用いて、それらを粉砕、混合、加熱、乾燥 及び化学処理等の加工処理により製造する。主な肥料の製造方法は別紙のとお り。

- 2 BSE 発生前の肥料利用の状況
  - 有機質肥料としての蒸製骨粉等の需要量
    - (1) 蒸製骨粉

平成12年:約11万トン (国内:1.4万トン、輸入:10万トン) 21年:約2万トン (国内のみ)

(2) 肉かす粉末

平成12年:約1万トン(国内:8千トン強、輸入:約2千トン) 21年:約1千トン(国内のみ)

- 蒸製骨粉等の単価
  - (1) 蒸製骨粉

平成13年 約70円/kg (国内産) 24年 約80円/kg (国内産)

(2) 肉かす粉末

平成13年 約60円/kg (窒素8%を含有) 24年 約100円/kg (窒素10%を含有)

### 牛由来の主な肥料

牛由来の肥料

**肉骨粉** 



蒸製骨

蒸製蹄角粉

SRMが含まれる牛の部位を肥料として利用することは不可。 5

\*

# 牛の部位を使用した肥料の規制見直し(案

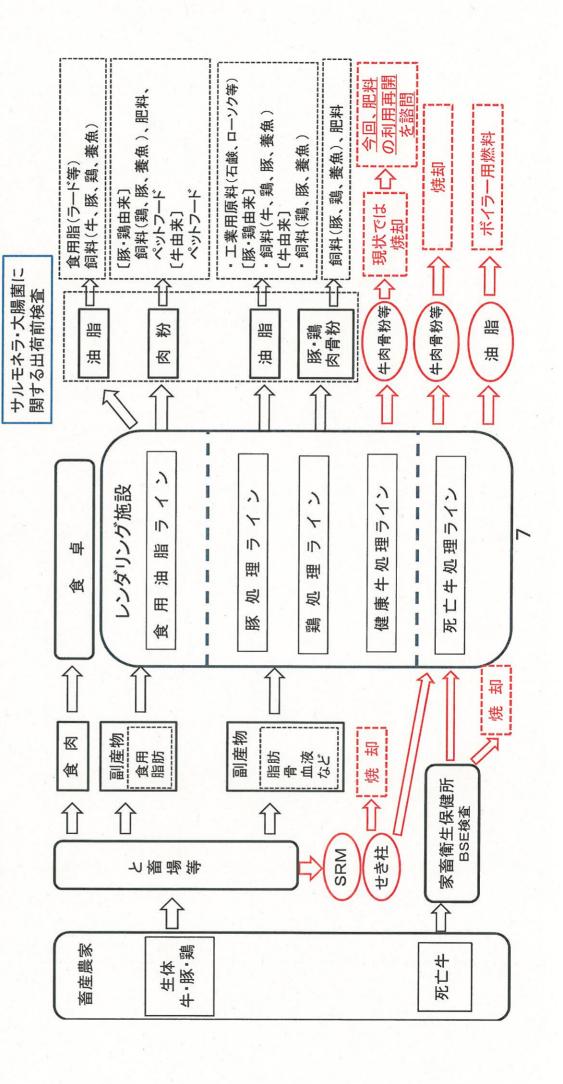
見直し後	×	0	0
現在	X	0	X
主な肥料の種類	SRM(特定危険部位)を含む肥料	・ 蒸製骨粉 SRM(特定危険部位) ・ 骨炭など か今またい い い い い い い い い い い い い い い い い い い	- 内でで 11.4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.

- EU等の主要国では、牛肉骨粉等を肥料として利用
- 国際基準(OIEコード)では、牛肉骨粉等の肥料利用に関する制限は課していない

## ■ レンダリング施設における畜産副産物の製造工程

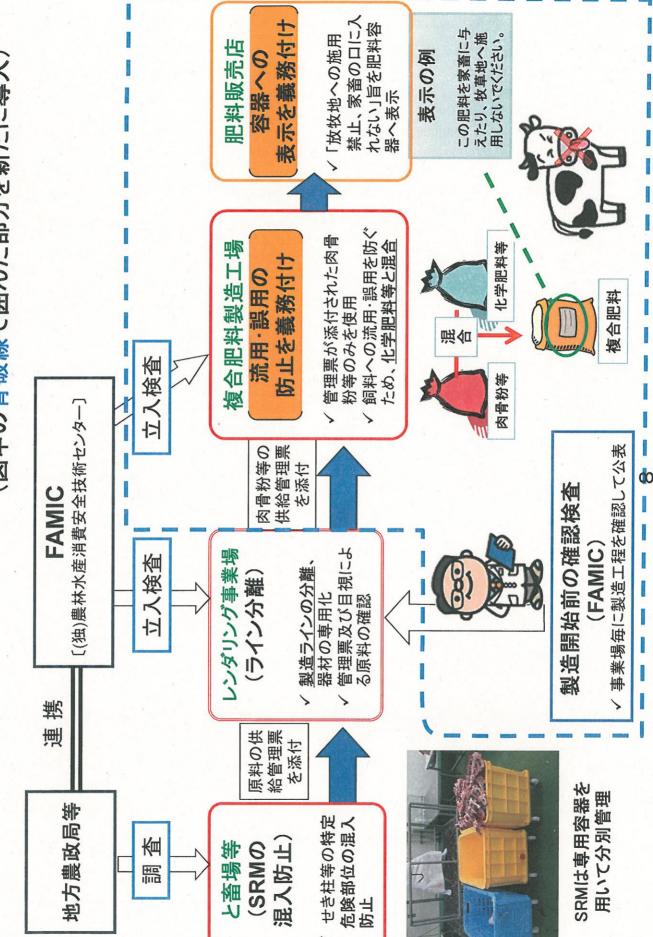
〇 レンダリングでは、直接食用にならない資源を加熱処理(120°C以上、30分以上)することで、油脂や たん白製品を生産。

牛由来の肉骨粉等は、健康牛処理ラインで製造されたものであっても、現状ではすべて焼却。



# 牛肉骨粉等の肥料利用に当たって新たに導入する管理措置

(図中の青破線で囲んだ部分を新たに導入)



>

# 牛肉骨粉等の肥料利用に当たって導入する大臣確認制度

- 牛肉骨粉等の製造に当たっては、製造工程においてせき柱を混入させない等の製造基準に 適合していること及び原料供給や製品出荷に関する管理体制が整備されていることが要件
  - (独)農林水産消費安全技術センターが事業場毎に検査を行い、適合しているかを確認
    - 合していることを確認した事業場については、センターのホームページで公表 澚

### eac. 原料 肉かず、 原料供給元

食肉処理場販 売店等 と
整
温

発行

確認。保存 皮等 ,

(フンダンング 施設 業場 冊 担 鳅

牛肉骨粉、 蒸製骨粉等

確認

発行

哪

炽

回行 供給管理票 肥料原料

保存

原料供給管理票



製造基準

確認基準を満たした原料 を供給する旨、原料供給 元と契約

原料とせき柱等を 分別管理

認基準

雁

作業マニュアルを 備え付け

)別管理等の確 8責任者を設置

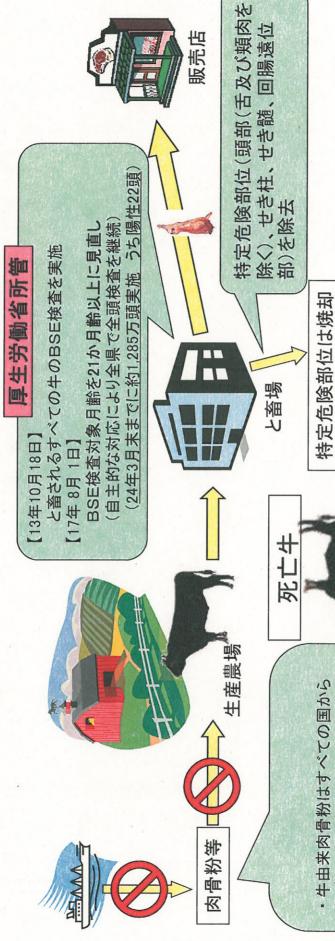
1荷時に原料供 5管理票を発行

- 製造工程にせき柱等を混 入させない
- 製造 品質管理者を設置
- 出荷時に肥料原料供給管 理票を発行
- 製造・出荷等の記録・保存

理票に受け入れ年 月日等を記入して 回付 理票が携行された 肉骨粉のみを使用 工程で製造され、 肥料原料供給管 肥料原料供給管

### 我が国におけるBSE対策の実施状況

- と畜場におけるBSE検査体制及び特定危険部位の除去体制の確立。
- 肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断。
- 24か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査体制の確立。



・午由来肉骨粉はすべての国から の輸入、肥料・飼料利用を禁止

・牛と鶏・豚の飼料の製造工程また よ施設を分離(交差汚染防止対策) ・輸入飼料の原料の届出、小売業 者の届出

[15年4月1日]

24か月齢以上の死亡牛の届出を義務付け、BSE検査を開始。

死亡牛検査頭数:24年2月末までに約83万頭実施 うち陽性14頭 【16年4月1日から、完全実施】

家畜保健衛生所 10

### 主要国における肥料に関するBSE規制

- 主要国では牛由来肉骨粉等の肥料利用を認めているが、日本は、蒸製骨粉、アルカリ処理した肉かす、1000°C 以上で灰化した肉骨粉などを除けば、肥料利用を認めておらず、国際的に見てもかなり厳しく規制。
- 国際基準(OIEコード)では、牛肉骨粉等の肥料利用に関する制限は課していない。(なお、管理されたリスク国、不 明のリスク国からの食品、飼料、肥料等の輸入に当たっては、SRMを含まないことなどを勧告。) A

	への記制	連邦規則CFR95.4• 95.13	· 動物衛生法 · 肥料法	EU規則	動物医薬·飼料規則	バイオセキュリティ法	<ul><li>肥料取締法</li><li>局長通知</li></ul>
主意事功 長示)	牛等への 給与規制		0	1	0	0	0
使用上の注意事項 (容器表示)	放牧地等への散布規制	Ι	0	O 施肥後、21日 間放牧しない	O 施肥後、21日 間放牧しない		ı
肥料及び肥料原料としての利用	不活化処理の条件	121°C-1時間·加圧下 (輸入骨粉)	1	I		Ι	133°C·20分·3気圧 (蒸製骨粉)
及び肥料原料	危険部位	O (注1)	×	×	0	×	×
肥料	牛由来の 成分	0	0	0	Ο	0	(注2)
	田谷	米	力于ダ	EU	豪州	ZN	<b>₩</b>

### 肥料として用いられる牛肉骨粉等の原料及び製造方法

### 1. 牛由来の部位を原料としているもの

### (1)特殊肥料

肥料の種類	原料	肥料の製造方法等
蒸製でい角	ひづめ、角	ひづめや角を粗砕し、加圧蒸煮したもの。
牛毛くず	牛毛	皮革にする工程で発生するくずのうち、毛のくずの みを集めたもの。
肉かす	肉、脂肪	食肉工場において、そぎ取った脂肪の部分を加熱・ 圧搾し油脂を抽出した後の残渣。
にかわかす	骨	生骨を加圧蒸製した際に生じる煮汁を乾燥したもの。
蒸製骨	骨	動物の生骨を加圧蒸煮し、骨油及びたん白質の一部を除去して乾燥したもの。
骨炭粉末	骨、肉骨粉	骨を、空気をしゃ断し熱分解して炭化させた後粉砕 したもの。
骨灰	骨、肉骨粉	骨を空気の流通下で燃焼した残渣。
たい肥	牛の部位	わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥及び魚介類の臓器を除く)をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。

### (2) 普通肥料

### ①有機質肥料

肥料の種類	原料	肥料の製造方法等		
蒸製でい角粉	ひづめ、角	ひづめや角を加圧蒸製し粉砕したもの。		
蒸製毛粉	牛毛	毛を加圧蒸製して粉砕したもの。		
蒸製皮革粉	皮	製革工場及び皮革加工業者より廃出される皮革がを加圧・蒸解して粉砕したもの。		
肉かす粉末	肉∙脂肪	食肉工場において、そぎ取った脂肪の部分を加熱・圧搾し、油脂を抽出した後の残渣を粉砕したもの。		
蒸製でい角骨粉	ひづめ、角、骨	ひづめや角を粗砕し、加圧蒸煮した後、粉砕したもの。		
乾血及びその粉末	血	と殺の際の血液を加熱・凝固させ、脱水・乾燥させたもの。		
生骨粉	骨	生骨をそのまま又は蒸煮した後、乾燥・粉砕したもの。		
蒸製骨粉	骨	動物の生骨を加圧蒸煮し、骨油及びたん白質の一部を除去して乾燥・粉砕したもの。		
副産動物質肥料	_	食品工業、繊維工業、ゼラチン工業又はなめしか わ製造業において副産されるものであって、動物 質の原料に由来するもの。		
乾燥菌体肥料	<u>-</u>	食品工業、パルプ工業、発酵工業又はゼラチン工業(なめし皮革くずを原料として使用しないものに限る。)の廃水を活性スラッジ法により浄化する際に得られる菌体を加熱乾燥したもの。		

### ②無機質肥料(牛の部位を使用したもの。)

肥料の種類	原料	肥料の製造方法等	
副産窒素肥料	_	食品工業又は化学工業において副産されるもの。	
熔成汚泥灰けい酸り ん肥	_	汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの。	
液体りん酸肥料	_	製法の定義がなく、肥料公定規格上牛の部位を排除していないもの。	
副産りん酸肥料	_	食品工業又は化学工業において副産されるもの。	
液状複合肥料	<del>-</del>	製法の定義がなく、肥料公定規格上牛の部位を排除していないもの。	
熔成複合肥料	_	肥料又は肥料原料を配合し、熔融したもの。	
吸着複合肥料	_	窒素、りん酸又は加里を含有する水溶液を珪藻土 その他の吸着原料に吸着させたもの。	
副産複合肥料	_	食品工業又は化学工業において副産されるもの。	
熔成汚泥灰複合肥料	_	下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したもの。	
家庭園芸用複合肥料	-	熔成複合肥料、化成肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、配合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料及び混合汚泥複合肥料以外の複合肥料であるもの。	

下水汚泥肥料	_	下水道の終末処理場から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの。
し尿汚泥肥料	_	下水道の終末処理場やし尿処理施設等から生じた 汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの。
工業汚泥肥料	_	工場若しくは事業場の排水処理施設等から生じた 汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの。また、 これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したも の又はこれを乾燥したもの。
混合汚泥肥料	_	下水道汚泥肥料、し尿汚泥肥料若しくは工業汚泥肥料のいずれか二以上を混合したもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの。
汚泥発酵肥料	_	下水道汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。また、これらに植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの。
水産副産物発酵肥料	_	魚介類の臓器に植物質又は動物質の原料を混合 したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたもの。

### 2. 牛の部位を使用した肥料を原料として使用するもの。

肥料の種類 原料		肥料の製造方法等		
混合有機質肥料	公定規格が定めら れている牛の部位 を利用した肥料	肥料公定規格で定められている肥料を配合したもの及びこれらに血液を混合し乾燥したもの。		
化成肥料	公定規格が定めら れている牛の部位 を利用した肥料	肥料公定規格で定められている肥料を配合し、造 粒又は成形したもの。		

### 肥料としての肉骨粉等の取扱いの経緯について

- 1 「肉骨粉等の当面の取扱いについて(平成13年10月1日付け13生畜第3388号 農林水産省生産局長、水産庁長官通知)」により、平成13年10月4日から肉骨粉 等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造・出荷の一時停止を要請。
- 2 「動物性加工たん白 (肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの) の緊急輸入一時停止措置について (平成 13 年 10 月 1 日付け 13 生畜第 3326 号生産局長通知)」により、平成 13 年 10 月 4 日から全ての国からの肉骨粉等の輸入を一時停止。
- 3 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて(平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)」により、豚・馬、家きんのみに由来する肉骨粉等の肥料の製造・出荷の一時停止の要請を解除。 (牛肉骨粉については、製造・出荷の一時停止の要請を継続)

以降、肉かすを原料としてアルカリ処理された液状肥料や蒸製骨粉等について、 順次、肥料の製造・出荷の一時停止の要請を当該通知を改正して解除。

- 4 平成 15 年 11 月 21 日、食品安全委員会より、背根神経節を含む牛のせき柱については「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が示され、牛のせき柱等を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置を講じる必要が生じたことから、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」を改正(平成 16 年 1 月 15 日農林水産省告示第 71 号、平成 16 年 5 月 1 日施行) し、肥料の原料から牛のせき柱等を排除。(牛肉骨粉については、製造・出荷の一時停止の要請を継続)
- 5 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて(一部改正 平成 17 年 11 月 7 日付け 17 消安第 6852 号農林水産省消費・安全局長通知)」により、肉骨粉の焼却灰及び炭化物の肥料の製造・出荷の一時停止の要請を解除。(焼却灰及び炭化物以外の牛肉骨粉については、製造・出荷の一時停止の要請を継続)

厚生労働省発食安0219第1号 平成25年2月19日

食品安全委員会 委員長 熊谷 進 殿

### 食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号、食品安全委員会令(平成15年政令第273号)第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令(平成15年内閣府令第66号)第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 既に食品健康影響評価の終了した次の品種は除く

- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコン GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、

コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及 び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種

- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びにチョウ目害虫抵抗性及 び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統並びにチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統並びに除草剤グリホサー ト耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統 並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及 び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統 並びにチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統 並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品 種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統 並びにチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統

並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種

- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統及びコウチュウ目害虫抵抗性 トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びにチョウ目害虫抵抗性及 び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統及び除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統並びにチョウ目害虫抵抗 性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品 種
- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統及び除草剤グリホサート 耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統 並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に食品健康影響評価の終了した品種\*を除く。)に係る食品健康影響評価について

### 1. 経緯

遺伝子組換えトウモロコシ「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に健康影響評価の終了した品種\*を除く。)」については平成25年2月15日付けで遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼品種の概要

本品種は別紙の表の遺伝子組換えトウモロコシを伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせたものである。

### 3. 利用目的及び利用方法

本品種の食品としての利用目的や利用方法は、従来のトウモロコシと相違はない。

### \* 既に安全性審査を経た旨の公表を行った品種

- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに除草剤グリホサート耐性ト

ウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種

- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びにチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統並びにチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに 除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草 剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに除草剤グリホサート耐性ト ウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び 除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統並び にチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統並び にコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統並び にチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を 掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統並び に除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種

- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びにチョウ目害虫抵抗性及び 除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統並びにチョウ目害虫抵抗性 及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統を掛け合わせた品種
- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統並び に除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種

項目	概要						
品種	チョウ目害虫抵抗性及 び除草剤グルホシネー ト耐性トウモロコシ Bt11 系統	チョウ目害虫抵抗性ト ウモロコシ MIR162 系統	コウチュウ目害虫抵 抗性トウモロコシ MIR604 系統	チョウ目害虫抵抗性及び除 草剤グルホシネート耐性ト ウモコロシ 1507 系統	コウチュウ目害虫抵抗性 ト ウ モ ロ コ シ Event 5307 系統	除草剤グリホサート耐性 トウモロコシ GA21 系統	
製品の概要	cry1Ab 遺伝子の導入に よって Cry1Ab タンパ ク質が発現し、チョウ目 害虫 (ヨーロピアンコー ンボーラー等) 抵抗性を 示す。また、pat遺伝子 の導入によって PAT タ ンパク質が発現し、除草 剤グルホシネート耐性 を示す。	mvip3A 遺伝子の導入 によって mVip3A タ ンパク質が発現し、チ ョウ目害虫(フォール アーミーワーム等)抵 抗性を示す。	mcry3A 遺伝子の導入によって mCry3A タンパク質が発現し、コウチュウ目害虫(ウエスタンコーンルートワーム等)抵抗性を示す。	改変 cry1F遺伝子の導入に よって改変 Cry1F タンパク 質が発現し、チョウ目害虫 (ヨーロピアンコーンボー ラー等)抵抗性を示す。また、 pat 遺伝子の導入によって PAT タンパク質が発現し、 除草剤グルホシネート耐性 を示す。	ecry3.1Ab 遺伝子の導入 によってeCry3.1Ab タン パク質が発現し、コウチ ュウ目害虫(ウエスタン コーンルートワーム等) 抵抗性を示す。	mEPSPS 遺伝子の導入に よって mEPSPS タンパク 質が発現し、除草剤グリホ サート耐性を示す。	
宿主			デント種のトロ	ウモロコシ( <i>Zea mays</i> L.)			
挿入遺伝子 (供与体)	cry1Ab遺伝子 (Bacillus thuringiensis subsp. kurstaki HD-1 株由来) pat遺伝子 (Streptomyces viridochromogenes 由来)	mvip3A遺伝子 (Bacillus thuringiensis AB88 株由来)	mcry3A遺伝子 (Bacillus thuringiensis subsp. tenebrionis 由来)	改変 cry1F遺伝子 (Bacillus thuringiensis var. aizawai PS811 由来) pat 遺伝子 (Streptomyces viridochromogenes 由来)	ecry3.1Ab遺伝子 (Bacillus thuringiensis subsp. tenebrionis 由 来の cry3A 遺伝子及び Bacillus thuringiensis subsp. kurstaki 由来の cry1Ab 遺伝子を基に作 製)	mEPSPS遺伝子 (Zea mays L. 由来)	
選抜マーカー(供与体)	使用していない	pmi 遺伝子 (Escherichia coli K-12 株由来)	pmi 遺伝子 (Escherichia coli K-12 株由来)	使用していない	pmi遺伝子 (Escherichia coli K-12株 由来)	使用していない	
新たに獲得され た性質	チョウ目害虫抵抗性 除草剤グルホシネート 耐性	チョウ目害虫抵抗性	コウチュウ目害虫抵 抗性	チョウ目害虫抵抗性 除草剤グルホシネート耐性	コウチュウ目害虫抵抗性	除草剤グリホサート耐性	
安全性審査を 経た旨の公表 (官報告示日)	2001年3月30日	2010年1月21日	2007年8月17日	2002年7月8日	未(官報掲載手続き中)	2001年3月30日	

# 食品健康影響評価の審議状況

(平成25年2月22日現在)

区分	要請件数	うち 24年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 24年度分	意見 募集中	審議中
添加物	132	7	0	132	119	7	3	10
農薬	866	77	0	866	515	71	8	343
うちポジティブリスト関係	393	44	0	393	182	18	5	206
うち清涼飲料水	93		0	93	31	2	2	60
うち飼料中の残留農薬基準	40	13	0	40	6	4	0	34
動物用医薬品	354	36	0	354	285	12	11	58
うちポジティブリスト関係	95	10	0	95	49	1	1	45
化学物質•汚染物質	57		3	60	52	12	0	8
うち清涼飲料水	48		0	48	43	12	0	5
器具•容器包装	16	2	0	16	7	3	0	9
微生物・ウイルス	7	1	1	8	7	1	0	1
プリオン	17	4	2	19	26	3	0	2
かび毒・自然毒等	6		2	8	6		0	3
遺伝子組換え食品等	175	20	0	175	153	24	3	19
新開発食品	75	1	1	76	71		0	7
肥料•飼料等	151	11	0	151	71	25	10	70
うちポジティブリスト関係	92	9	0	92	33	19	10	49
肥飼料·微生物合同	1		0	1	1		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキ ンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に 関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	1,861	159	10	1,871	1,316	158	35	532

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
  - 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
  - 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
  - 4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には 評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付けで3カ 国分、平成24年5月24日付けで2カ国分が終了)。
  - 5 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
  - 6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は 3件として記入している。
  - 7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
  - 8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
  - 9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、 平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

# 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成25年2月22日現在)

# I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質5物質及び農薬62物質)
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指
		定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物
		質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添
		加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射
		剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液)⑩ ഈ、オフロキサシンを有効成分とす
		る鶏の飲水添加剤(オキサルジン液) ⑩ 配、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤
		(注射用ビクシリン)圖、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注
		射液及びバシット注射液) ⑩ 肥
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注
		射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液) 📾 🖫
17/4/11	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン圏
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤圏、セフチオフル
		を有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)@Ⅲ
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚
		の飲水添加剤(動物用シノラール液) 📾 🖭、セファピリンベンザチンを有効成分と
		する製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPド
		アイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(K
		Pラック−5G) 刪、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホ
		スミシンS (静注用)) 📾 🛮
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。⑥印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。・・回は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。・・・・・回は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム・スルファメトキサゾール・テリメトプリム・セ
		ファピリンベンザチン丽、セファピリンナトリウム丽
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚
		の経口投与剤(インフェック2%散) ⑩
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット)☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆ 圏、オルビフロキサシン☆ 圏、スルファメトキサゾール☆
		■、セファピリン☆ ■、トリメトプリム☆ ■
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) ⑩回
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆回
19/3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㎜、スルファジメトキシン☆㎜、スルファモノメトキ
		シン☆回 3

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に 伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。配は肥料・飼料等専門調査が担当 する評価案件である。 働は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/5/17	_	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆ 🖃 、ベダプロフェン☆	2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、ス	スル
		フェントラゾン☆	4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5ーメチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆>	3
19/8/21	厚	農薬 ブプロフェジン<一部☆>	2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆ 配	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>	2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	3
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガー	-ド)
		♠ m	
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチル	ノン
		☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。・回は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。・●は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
20/4/17	_	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/2	厚•農	動薬 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、
		水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P) ⑩ 쪲、トビシリン⑩ 쪲
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆ 1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆ 3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※ 1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン 1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛 2
20/9/9	厚	農薬 プロパクロール☆ 1
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆ 2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ
		☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆ 8
21/2/23	厚•農	遺伝子組換え食品等除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロ
		コシ DP-098140-6(食品・飼料)
21/3/10	厚	動薬 ダノフロキサシン☆・・ナナフロシン☆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
21/3/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆ 配 1
21/3/19	_	オクラトキシンA©、食品中のヒ素© 2
21/3/24	厚	農薬 メトコナゾール、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆ 3
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆ 2

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に 伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第 1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

囮は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。 ⑩は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆> 2
21/11/20	農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディッ
		プ)、ピルビン酸メチル 2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆ 2
21/12/14	厚	フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、
		フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP) 5
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 Aspergillus oryzae MT2181 株を利用して生産されたキシラナー
		<b>ゼ</b> ■ 1
22/1/25	厚	農薬、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) 🖽
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■ 2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆ 2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆ ・ 、ジョサマイシン☆ ・ チアムリン☆ ・ 3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆ 配 1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■ 2
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆ ・ β -アポー8'-カロチン酸エチルエステル☆ ・ 人/
		シトール☆・・カルシフェロール☆・・・ β-カロテン☆・・・ クエン酸☆・・・ スパラミン☆・・・・
		コリン☆<農薬用途もあり>回、酒石酸☆回、チアミン☆回、トウガラシ色素☆回、トコフ
		ェロール☆・・ナイアシン☆・・乳酸☆<農薬用途もあり>・・パントテン酸☆・・ビオ
		チン☆回、ピリドキシン☆回、マリーゴールド色素☆回、メナジオン☆回、葉酸☆回、リボ
		フラビン☆・・ レチノール☆ ・ 22
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆ 1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆ 2
22/3/18	_	アルミニウム◎ 1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニ
		ン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆ 5
22/3/23	厚	動薬 アプラマイシン☆・・ フルメキン☆ ・ 2
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆ 2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 配は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。 ⑩は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/5/11	厚	農薬 γ-BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆	3
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆〈全て飼〉	4
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆、メビンホス☆	4
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェ	ナッ
		プ☆、メパニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>、ジクロベニル<一部☆>、トリフルミゾール<一部☆	>,
		DCIP☆、エトキシスルフロン☆、酸化フェンブタスズ☆	9
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン、フェノブカルブ	4
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド<一部☆>■、ファモキサドン<一部☆>■、イマザリル☆、ジ	フ
		ルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、l	ピリ
		ミジフェン☆、ビンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	15
22/11/15	農	農薬 テルブホス⟨飼⟩☆	1
22/12/10	厚	農薬 キザロホップエチル☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネート<一部☆>■、クロルフェンビンホス☆、ジフルベン	ズロ
		ン☆	8
22/12/10	厚 農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部〈飼〉>、メトプレン☆<一部〈飼〉>	6
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシン $\mathbf{M}_1$	1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシン $B_1$ (飼料中)	1
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネート☆、フェンチオン☆	3
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、プロシミドン<-	一部
		☆>■、ホサロン<一部☆>■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆ 圏、ゲンタマイシン☆ 圏、スピラマイシン☆ 圏、セフロキ	シム
			4
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファ	ン
		☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆	2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル〈飼〉<一部☆>	2
23/2/22	厚•農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワT304	-40
		系統(食品・飼料)■	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。配は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。●は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■〈一部☆〉、エタメツルフロンメチル☆、ジスル
		ホトン☆、プロパジン☆、ブロモキシニル☆、マラチオン☆ 8
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆ 1
23/3/31	_	加熱時に生じるアクリルアミド◎
23/4/19	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール、カルミン 2
23/4/25	農	農薬 ブロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆ 2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、酢酸カルシウム、酸化カ
		ルシウム、クエン酸三エチル 5
23/6/10	厚	農薬 プロピコナゾール■、イソキサチオン〈一部☆〉、イソウロン☆、フェナリモル☆ 5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■ 1
23/7/12	厚•農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料) ■ 2
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロ
		ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル
		フロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メトスルフロンメチル☆
		13
23/10/11	厚	農薬 イソキサベン■、チアクロプリド■、アクリナトリン<一部☆>■、エポキシコナゾー
		ル<一部☆>■、セトキシジム<一部☆>、アシベンゾラルーS-メチル☆、ジクロホッ
		プメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプ
		ロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆ 17
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆、アルジカルブ☆ 2
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器
		包装 1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。# 印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

<sup>■</sup>印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 **門**は肥料・ 飼料等専門調査が担当する評価案件である。 **耐**は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/11/18	厚	農薬 フルミオキサジン■、トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセットメラ	チ
		ル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆ 6	6
23/12/20	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し※ 2	2
24/1/16	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネスに係る規格基準を設定すること	
		1	1
24/1/23	厚	農薬 ペンフルフェン■、フルオルイミド<一部☆>■	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン<一部☆>■、シハロトリン☆	3
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロ	7
		リン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆ 回	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、	
		キシリトール オーラテクトガム〈スペアミント〉※■	3
24/1/31	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(食品)■	1
24/1/31	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)■	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチ	-
		ルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メトロニ	<u> </u>
		ダゾール☆、ロニダゾール☆ (	9
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆ 2	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆ 2	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条 第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価で ある。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 肥は 肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。 耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
24/4/2	厚	添加物 アドバンテーム■、ひまわりレシチン■ 2
24/4/9	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐
		性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■ 1
24/4/10	農	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐
		性トウモロコシ MON87427 系統 (飼料) ■ 1
24/5/21	厚	農薬 4ークロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメ
		チル☆ 4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆ 4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆ 2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■ 1
24/7/11	厚	遺伝子組換え食品等 アミロペクチンジャガイモ AM04-1020 系統(食品)■ 1
24/7/11	農	遺伝子組換え食品等 アミロペクチンジャガイモ AM04-1020 系統(飼料)■ 1
24/7/18	厚	対象外物質 アザジラクチン☆ 1
24/7/18	厚	農薬 フェノキサスルホン■、クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆
		>■、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジ
		ン☆ 10
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆ 間、センデュラマイシン☆ 間、バシトラ
		シン☆ <b>胆</b> 3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆肥 1
24/7/18	厚	農薬及び動物用医薬品 フェンバレレート☆ 2
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆、フェンバレレート<一部☆> 3
24/7/31	農	遺伝子組換え食品等 LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン■ 1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆ 1
24/8/21	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクトS95-IB) ■、モキシデクチ
		ンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(サイデクチンポアオン)■ 2
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、フルキサピロキサド■、オキシン銅<一部☆>■、カスガマ
		イシン☆、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆
		9
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆ 2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条 第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価で ある。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 門は 肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
24/8/21	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン、モキシデクチン☆、カルバ
		ドックス☆肥、サラフロキサシン☆肥、ネオマイシン☆肥 5
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆ <b>肥</b> 1
24/9/12	厚	農薬及び飼料添加物 エトキシキン☆ 2
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆ 1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆ 2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆ 1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆ 1
24/9/24	消	特定保健用食品 素肌ウォーター※■
24/9/27	厚	添加物 Aspergillus niger ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■ 1
24/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 Aspergillus niger ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナー
		<b>ゼ</b> ■ 1
24/10/11	厚	動物用医薬品 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバ
		ント加) 不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ J 株 19022-001 不活化
		菌)、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバン
		ト・油性アジュバント加) 不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ P-5722-3
		株)、馬鼻肺炎生ワクチン 3
24/10/11	農	動物用医薬品 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバ
		ント加)不活化ワクチン(エムパック)■、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カ
		ルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェン
		ド MH-One FDAH) ■、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP) ■、牛伝染性鼻気管
		炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデ
		ノウイルス感染症混合ワクチン("京都微研"キャトルウィン-6)■ 4
24/11/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品)
		■、Bacillus subtilis DTS1451(pHYT2G)株を利用して生産されたシクロデキストリング
		ルカノトランスフェラーゼ■ 2
24/11/7	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料)
		1
24/11/20	厚	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン 1
24/11/20	農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエス
		ブイ2) ■ 1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条 第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価で ある。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 門は 肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
24/12/12	厚	添加物 グルタミルバリルグリシン■ 1
24/12/12	厚	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜病2価・牛パラインフルエ
		ンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン、フルニキシンメグ
		ルミン 2
24/12/12	農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜病2価・牛パラインフルエ
		ンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン("京都微研"カー
		フウィン6) ■、フルニキシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペー
		スト) ■ 2
24/12/25	厚	遺伝子組換え食品等 ARG-No.3 株を利用して生産された L-アルギニン■ 1
25/1/24	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された 5'-イノシン酸ニナトリウム■、
		RN-No.1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチドニナトリウム■ 2
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェ
		ンプロパトリン☆、ヘプタクロル☆ 6
25/1/30	農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混
		合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン("京都微研,マリナ-4)■、エトキサゾールを有
		効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)■ 2
25/1/30	厚	農薬 アラクロール■、シアントラニリプロール■、シエノピラフェン■、フロニカミド■、ペ
		ンチオピラド■、メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル〈一部☆〉■、クロルピリホスメ
		チル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆ 12
25/1/30	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール 2
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メトクロプラミド☆、イリドウイルス病・
		ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワ
		クチン 4
25/2/19	農	プリオン 牛の SRM から除外される脊柱の飼料利用について、飼料の成分規格に係る
		規定を改正、牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用※ 3
25/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ
		Bt11 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウ
		モロコシ MIR604 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ
		1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統並びに除草剤グリホサ
		ート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■ 1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条 第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価で ある。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 門は 肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

#### Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26~7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/26~4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20~11/18	添加物 Chryseobacterium proteolyticum 9670 株を利用して生産されたプロテイング	ル
	タミナーゼ★	1
24/7/24~8/22	遺伝子組換え食品等除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐	ţ
	性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■★	1
25/1/22~2/20	農薬 γ-BHC(リンデン)☆#★、プロパクロール☆★、モリネート☆#★	3
25/1/22~2/20	動物用医薬品 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油性アジュバ	バ
	ント加) 不活化ワクチン (エムパック) ■★、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(	(カ
	ルボキシビニルポリマーアジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェン	~
	ド MH-One FDAH) ■★、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュバント・油	Ħ
	性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ J株 19022-0	01
	不活化菌)★、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマー	ア
	ジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(マイコプラズマ・ハイオニューモニエ	
	P-5722-3 株)★、ダノフロキサシン☆ m★	5
$25/1/29 \sim 2/27$	動物用医薬品 トリクラベンダゾール☆	1
25/1/29~2/27	対象外物質 イノシトール☆回、コバラミン☆回、チアミン☆回、ナイアシン☆回、パントラ	テ
	ン酸☆丽、ビオチン☆丽、ピリドキシン☆丽、葉酸☆丽、リボフラビン☆丽	9
25/2/5~3/6	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統■(食品)	1
25/2/19~3/20	添加物 酢酸カルシウム、酸化カルシウム :	2
25/2/19~3/20	農薬 ファモキサドン<一部☆>■、フルキサピロキサド■	3
25/2/19~3/20	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクト S95-IB) ■、鶏伝染性気	र्रो
	管支炎(S95-P7株)生ワクチン、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、馬鼻肺	炎
	生ワクチン、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ	
	2) ■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン	6
25/2/19~3/20	遺伝子組換え食品等 ARG-No.3 株を利用して生産された L-アルギニン■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条 第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価で ある。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
24/4/5	農	肥料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づ
		き定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質「リグ
		ノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」を除く) (1)
24/4/5	厚	動物用医薬品 ラクトフェリン 1
24/4/5	農	動物用医薬品 ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストラック)■ 1
24/4/5	厚	遺伝子組換え食品等 LU11439 株を利用して生産されたリボフラビン■ 1
24/4/12	厚	微生物・ウイルス 牛肝臓に係る規格基準の設定について 1
24/4/12	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ
		Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウ
		モロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(スイートコーン) ■ 1
24/4/12	農	肥料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づ
		き定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質「リグ
		ノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」) 1
24/4/19	厚	農薬 スピロジクロフェン<一部☆>■ 2
24/4/26	厚	器具・容器包装 食品用器具又は容器包装に再生紙を使用すること(食品用器具又は
		容器包装に再生紙を使用することに関して規格基準を定めること) 1
24/4/26	厚	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系
		統(食品)■ 1
24/5/10	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定められた乳及び乳製
		品の販売用容器包装に係る規格の改正(牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛
		乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装の内容物に直
		接接触する部分以外に使用できる合成樹脂を追加する件) 1
24/5/10	厚	農薬 ホスメット☆、プロスルホカルブ■、ペンチオピラド■、ミルベメクチン■ 4
24/5/10	農	農薬 ホスメット☆ 1
24/5/10	厚	清涼飲料水関連物質 水銀、クロロ酢酸、トリクロロ酢酸 3
24/5/10	農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系
		統(飼料)■ 1
24/5/24	厚 農	プリオン 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価③(ホンジュラ
		ス、ノルウェー)◎ 2
24/5/24	厚	農薬 クロマフェノジド■、スピロメシフェン■ 2
24/5/31	厚	農薬 エトフメセート<一部☆>■ 2

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
24/5/31	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119
		系統(食品)■ 1
24/6/7	厚	農薬及び添加物 ピリメタニル<一部☆>■ 3
24/6/7	厚	農薬 フェンピラザミン■ 1
24/6/7	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119
		系統(飼料)■ 1
24/6/21	厚	農薬 サフルフェナシル■、シアゾファミド■、スピネトラム■、アミスルブロム■ 4
24/6/21	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(食品)■、チョウ目害虫
		抵抗性ワタ COT102 系統(食品) 2
24/6/28	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(飼料) ■、チョウ目害虫
		抵抗性ワタ COT102 系統(飼料) 2
24/6/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ
		DP-356043-5 <b>■</b> 1
24/6/28	_	微生物・ウイルス 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価◎ 1
(評価終了)		
24/7/9	厚	添加物 亜塩素酸水■ 1
24/7/23	厚	清涼飲料水関連物質 ニッケル 1
24/7/23	厚	遺伝子組換え食品等 GLU-No.5株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■1
24/8/6	厚	農薬 テブフロキン、ペンディメタリン■、ボスカリド■ 3
24/8/6	農	農薬 ペンディメタリン☆〈飼〉 1
24/8/6	厚	清涼飲料水関連物質 アンチモン、ほう素、マンガン 3
24/8/20	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及びグリホサート耐性ダイズ
		MON87705 系統(食品)■ 1
24/8/27	農	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及びグリホサート耐性ダイズ
		MON87705 系統(飼料) ■ 1
24/9/3	厚	遺伝子組換え食品等 pLPL 株を利用して生産されたホスホリパーゼ■、pPDN 株を利
		用して生産されたホスホリパーゼ■ 2
24/9/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 タイロシン☆ 配 1
24/9/10	農	動物用医薬品 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプ
		レミックス「A」2%、同10%、同20%) m 1
24/9/24	厚	農薬 エタボキサム、シプロジニル<一部☆> 3

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
24/9/24	農	動物用医薬品 鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクト CBL) ■ 1
24/9/24	厚	動物用医薬品 鶏大腸菌症生ワクチン 1
24/9/24	厚	遺伝子組換え食品等 PHE1213 株を利用して生産された L-フェニルアラニン■ 1
24/9/24	農	薬剤耐性菌 家畜に使用するノシヘプタイドによる薬剤耐性菌に係る食品健康影響評
		価 1
24/9/24	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)@ 回 1
24/10/1	厚	農薬 チフルザミド、フルオピラム■ 2
24/10/15	厚	農薬 イミダクロプリド、ビフェナゼート■、ピラクロストロビン■、フルベンジアミド■、ジフ
		ェノコナゾール<一部☆>■、フルフェナセット<一部☆>■
24/10/15	厚	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品) 1
24/10/15	厚	対象外物質 アスパラギン☆、アラニン☆、アルギニン☆、グリシン☆、グルタミン☆、セリ
		ン☆、チロシン☆、バリン☆、ヒスチジン☆、メチオニン☆、ロイシン☆ 11
24/10/22	厚	添加物 5-メチルキノキサリン 1
24/10/22	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し※ (2)
24/10/22	農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(飼料) 1
24/10/29	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン■ 2
24/10/29	厚	農薬 テブコナゾール■、フロニカミド■、ベンチアバリバリカルブイソプロピル■、イプ
		フェンカルバゾン■、ジカンバ<一部☆>■、プロパルギット<一部☆> 8
24/10/29	農	農薬 ジカンバ(飼料) < 一部☆> ■ 2
24/10/29	厚	動物用医薬品 アザペロン☆ 1
24/10/29	厚	清涼飲料水関連物質 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、セレン、バリウム
		4
24/11/5	農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック PRRS 生ワクチン)
		■、鶏伝染性気管支炎生ワクチン("京都微研,ポールセーバーIB) ■ 2
24/11/5	厚	動物用医薬品、飼料添加物及び農薬 オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及
		びテトラサイクリン〈一部☆〉■  3
24/11/5	厚	動物用医薬品 ドキシサイクリン☆ 回 1
24/11/12	厚	農薬 イミシアホス■、クロラントラニリプロール■、シメコナゾール■、ビフェントリン■、
		ピリダリル■ 5
24/11/19	厚	プリオン 食品一般の製造、加工及び調理基準として、牛のせき柱に係る規定を改正す
		ること 1

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
24/11/26	厚	農薬 イソピラザム■、ピリオフェノン■ 2
24/12/10	厚	農薬 シアゾファミド■、メトキシフェノジド■、ピリフルキナゾン■、ブプロフェジン■ 4
24/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン■ 2
24/12/17	厚	清涼飲料水関連物質 ふっ素 1
24/12/17	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ
		1507系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロ
		コシ MIR162 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合
		せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した5品種を除く。)■ 1
25/1/7	厚	農薬 アメトクトラジン■、フェンピロキシメート<一部☆>■ 3
25/1/7	農	動物用医薬品 孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵
		用消毒剤(パイセス)■ 1
25/1/7	厚	動物用医薬品 リンコマイシン☆ 回 1
25/1/7	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナラシン☆ ■ 1
25/1/7	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫
		抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性
		及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統、コウチュウ目害虫抵抗性及
		び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統
		並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統からなる組合せ
		の全ての掛け合わせ品種■ 1
25/1/21	厚	添加物 硫酸カリウム、乳酸カリウム 2
25/1/21	厚	農薬 フェントエート■ 1
25/1/21	農	農薬 フェントエート☆ 1
25/1/28	農	肥料・飼料等 肥料取締法第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規
		格の改正(「化成肥料」及び「配合肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動
		物の排せつ物の燃焼灰(牛の排せつ物と鶏ふんの混合物の燃焼灰に限る。)を追加す
		る公定規格の変更。) 1
25/1/28	厚	農薬 アルドリン及びディルドリン〈一部☆〉# 2
25/1/28	厚	動物用医薬品 ジルパテロール■ 1

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
25/1/28	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫
		抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性
		トウモロコシ NK603 系統並びにアリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ
		40278 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、コウチュウ目害虫抵抗性トウモ
		ロコシ Event5307 系統(食品)■ 2
25/2/4	厚	農薬 シヘキサチン、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆ 2
25/2/4	農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統(飼料)■
		1
25/2/4	農	動物用医薬品 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー) 📾 🖽 1
25/2/18	厚	添加物 3-エチルピリジン、アンモニウムイソバレレート 2
25/2/18	厚	農薬 1,3-ジクロロプロペン<一部☆># 2
25/2/18	厚	動物用医薬品 マイコプラズマ・シノビエ感染症凍結生ワクチン(MS 生ワクチン(NBI))
		の再審査■、エリスロマイシン☆・・セファゾリン☆ ・ 3
25/2/18	厚	飼料添加物(抗菌性物質) モネンシン☆ 1
25/2/18	厚	器具・容器包装 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) 1

# Ⅳ その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚 農	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準
	環	遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する
		評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高
		度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚 農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針